TAKARA & COMPANY

証券コード：7921

第84回
定時株主総会招集ご通知

日　　時　2021年８月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン ３階 富士の間

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、同封の「議決権行使書用紙」の郵送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

決議事項
第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　社外取締役の報酬額改定の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

https://s.srdb.jp/7921/

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃よりひとかたならぬご支援を賜りまして、心より厚くお礼申しあげます。ここに第84回定時株主総会の招集に際し、皆様にご通知申しあげます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申しあげますとともに、ワクチンの接種など事態の収束に向けてご尽力いただいている方々へ心より感謝申しあげます。

さて、当社第84期の連結業績は一部新型コロナウイルスの影響を受けましたが概ね堅調に推移し、増収増益となりました。新・中期経営計画2023の１年目にあたり、売上高は目標未達となったものの、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに目標を達成いたしました。

なお、プライム市場につきましては、株式会社東京証券取引所より現時点で適合基準を充たしている旨の通知がありましたので、ここにお知らせいたします。今後、この通知に基づき、新市場区分選択に関する取締役会決議を経て、所定の手続を進めてまいる予定です。

株主の皆様におかれましては引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

また、本総会につきましては昨年同様に株主の皆様のご来場はお控えいただくようお願い申しあげる状況でございますので、株主の皆様へ様々な情報を事前よりお届けができるよう、「ネットで招集」等においてお伝えしてまいります。

2021年８月５日

東京都豊島区高田三丁目28番８号
株式会社TAKARA & COMPANY
代表取締役社長　堆　誠一郎

第84回定時株主総会招集ご通知

記

日　　時　2021年８月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号　ホテルメトロポリタン３階 富士の間

▶ 会場ご案内図は「ネットで招集」をご覧ください。

目的事項　**報告事項**

（1）第84期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

（2）第84期（2020年６月１日から2021年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　社外取締役の報酬額改定の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

事前の議決権行使のご案内

当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。本年の株主総会では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、事前の議決権行使の方法をご選択いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年８月26日（木曜日）午後６時まで**にご行使くださいますようお願い申しあげます。

郵送による議決権行使

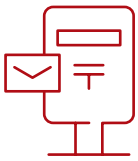

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

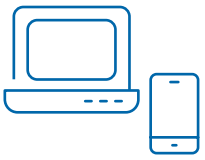

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

詳しくは５頁から６頁をご覧ください

以 上

「ネットで招集」のご案内

「ネットで招集」で様々な情報を更新しておりますので、ぜひご覧ください。

https://s.srdb.jp/7921/

株主総会時にご報告予定の
事業報告動画を先行配信

議決権行使ウェブサイトへ
簡単アクセス

株主優待のお申込も
こちらから簡単に

※詳しくは同封の株主優待のご案内チラシをご覧ください。

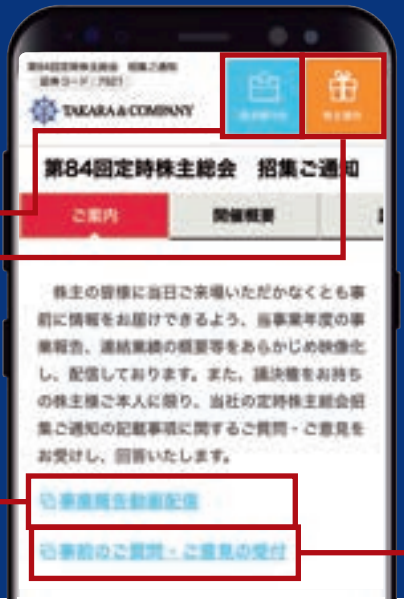

目　次

P.1　株主の皆様へ
P.2　第84回定時株主総会招集ご通知
P.3　「ネットで招集」のご案内/目次
P.5　インターネットによる議決権行使のご案内
P.7　TAKARA & COMPANYについて
P.13　株主総会参考書類

（添付書類）
P.23　事業報告
P.37　連結計算書類/計算書類
P.41　監査報告書

ご質問・ご意見の事前受付および事前回答公開に関して

受付期限　8月22日（日曜日）午後6時まで

議決権をお持ちの株主様ご本人に限り、当社の定時株主総会招集ご通知の記載事項に関するご質問・ご意見をお受けし、回答いたします。

「ネットで招集」に入力フォームをご用意しておりますので、アクセスをお願い申しあげます。

承りましたご質問・ご意見の全てにつきまして、ご回答をお約束するものではございません。また株主様への個別のご説明・ご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

2021年8月22日（日）までにお寄せいただきましたご質問・ご意見につきましては、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項を中心に、**2021年8月24日（火）中**に「ネットで招集」にて事前回答を公開する予定でおります。また、お寄せいただきましたご質問・ご意見のうち、多くの株主様からいただきましたご質問・ご意見につきましては、当社の定時株主総会の議場においても、議長よりご紹介する予定です。

ご留意事項

- **ご質問・ご意見のご登録には、同封の議決権行使書用紙に記載の株主番号の入力が必要になります。**
- 株主番号または御氏名に不備があった場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。
- ご質問内容はできるだけ具体的・簡潔にお願いいたします。
- ご質問はお一人様につき１問とさせていただきます。
- ご質問内容を「ネットで招集」において公開する場合は、株主番号および御氏名を表示しない形で公開させていただきます。
- 非公開情報に関するご質問、金融商品取引法第166条に定める「重要事項」に該当する可能性のあるご質問、個人情報に関わるご質問、法律上回答ができないご質問等につきましては、ご回答を控えさせていただきます。

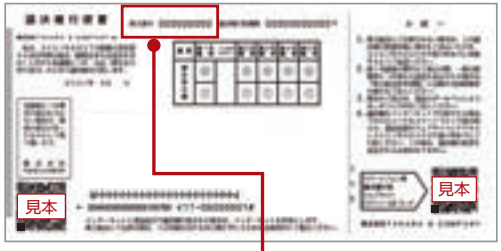

- 以下の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
  2. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- 監査役が監査した事業報告、ならびに会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　TAKARA&COMPANY IR　https://www.takara-company.co.jp/ir/

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンまたはパソコンなどから議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いします。

行使期限 8月26日（木曜日）午後6時まで

スマート行使による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でログインいただけます。

この方法での議決権行使は1回に限ります。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

画面の案内に従って行使完了です

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

スマート行使上で議案詳細にタッチすると、「ネットで招集」と連携します。

インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 0120（652）031（9：00 ～ 21：00）

※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

パソコン、スマートフォン、タブレット端末または携帯電話から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されています。

招集ご通知を電子メールで受け取られた株主様には、議決権行使書用紙左片のパスワード欄を“＊＊＊＊＊＊＊＊＊”で表示しております

アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスし、ログインする

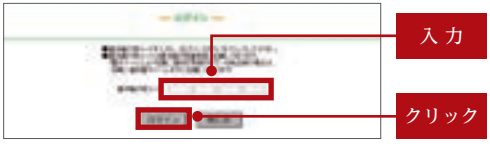

「次にすすむ」をクリックした後、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

2. パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

ご注意事項

- 「ネットで招集」・「議決権行使ウェブサイト」・「スマート行使」をご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については、株主様のご負担となります。
- スマート行使での議決権行使は１回に限ります。行使後に内容を変更される場合は議決権行使ウェブサイトをご利用ください。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱います。

株主総会招集ご通知の受領方法について

- 株主総会招集ご通知を、書面の郵送に加えて電子メールによって受領することをご希望される株主様は、議決権行使ウェブサイト上でメール配信希望登録をお手続いただきますと、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールでも受領いただけます。（携帯電話ではお手続いただくことはできません。また、携帯電話のメールアドレスをご指定いただくこともできません。）

TAKARA & COMPANYについて

プロフィール

当社グループは、企業の情報開示に関する専門知識の提供を事業の根幹とし、優良顧客基盤に対し新たな価値を提供すべく事業領域の拡大を進めています。ディスクロージャー&IRの枠を超え、お客様企業の成長を支援する事業を展開し、社会に必要とされるインフラとして当社グループ自身も持続的に成長していきます。

株式会社TAKARA & COMPANY

ディスクロージャー&IR分野を
コア事業に
周辺分野に事業領域を拡大

×

通訳・翻訳事業を
第2の柱として位置付け

専門性とグループ総合力を生かし
顧客の情報開示とコミュニケーションをトータルサポート

グループの全体像

TAKARA & COグループは、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制のもと、傘下の企業はそれぞれが専門性の高い事業を有し各社の連携を深め協業することで、グループ一丸となってお客様の課題解決に挑んでいます。

ディスクロージャー関連事業

宝印刷株式会社

事業内容：上場企業の制度開示、任意開示に関するサポートのほか、上場準備企業向けには上場申請をサポートするディスクロージャー&IRの専門会社。印刷物に限らずWEBやコンサルティングなど、多様なかたちで顧客の情報開示を支援しています。

株式会社タスク

事業内容：多数のIPO支援実績を持つコンサルティング会社。企業情報を収集・分析する「企業プロファイリング力」を武器に、IPO支援からM&A支援、AIプロファイリングなど7つの事業を展開し、顧客企業の経営をあらゆる角度からサポートしています。

株式会社 スリー・シー・コンサルティング

事業内容：「会計人の仕事を作業から経営判断へ」を掲げ、「開示書類自動作成システム」と「予算財務諸表自動作成システム（予算会計エクスプレス）」を開発。日本初の両システムを通して、高度な経営判断と効率的な決算開示の実現に貢献しています。

株式会社イーツー

事業内容：ICT戦略を担うWEB制作・システム開発会社。WEBサイトやシステムなどの受託制作と、コミュニケーションを支援するシステムなど自社商品・サービス開発を通して、多様化する顧客の課題に技術力と提案力で応えています。

海外（香港） TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

事業内容：2013年の駐在員事務所開設以来、日本語、英語、中国語、韓国語を中心に、多言語による投資家とのコミュニケーションをサポート。上場準備書類作成や翻訳のほか、IR・PR活動支援、東アジア圏の市場調査・情報収集などを行っています。

通訳・翻訳事業

株式会社 サイマル・インターナショナル

事業内容：1965年の創業以来、質の高いサービス提供によりビジネス通訳・翻訳業界で強固なブランドを確立しています。政府官公庁や財界、企業などを主要顧客に持ち、国際コミュニケーション活動をサポート。年間の通訳実績は1万件を誇ります。

株式会社十印

事業内容：創業以来、翻訳会社のパイオニアとして日本の翻訳業界を牽引。単なる翻訳にとどまらない“現地化”サービスを提供。品質とスピード、キャパシティが顧客に評価され、あらゆる産業分野で翻訳の実績を積み重ねています。

新・中期経営計画2023進捗状況

2021年度から2023年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画の達成に向けて取り組んでいます。

TAKARA & COグループが目指す将来像

顧客に経営支援のプラットフォームサービスを提供するとともに、顧客のグローバル展開を支援することにより、社会の公器としての使命を果たす。

グループ全社

基本方針

グループ各社の専門性を磨き、発想力・創造力を結集することでグループシナジーを発揮し、市場ニーズに応えるだけでなく、ニーズを先取りした製品やサービスを提供できるグローバルなオンリーワン企業集団への成長を目指す。

ディスクロージャー関連事業

基本方針

法定開示領域での一層の専門能力を高めつつ、海外投資家向け情報開示の品質とリソースの強化、開示支援システムの一層の機能強化、コンサルティング、WEB開示の強化等、周辺領域への拡大も図り、企業価値向上へのワンストップソリューションを提供する体制の強化を図る。

第84期の成果

- 開示書類作成支援ツール（上位機種）の導入顧客数が1,160件を超え、次世代ツール「WizLabo」をリリース
- 決算/開示業務に関わるコンサルティング事業が好調
- WEB関連サービス、統合報告書の作成ニーズが増加
- ディスクロージャー関連書類の翻訳件数が2,300件を超える
- 株主優待関連サービスの売上が増加
- 各種電子化に関わるご案内等の印刷物が増加

通訳・翻訳事業

通訳・翻訳業界における品質、シェアの国内ナンバーワン企業としての地位を確固たるものとし、国内企業、海外企業、官公庁、他非営利団体など様々な事業体のグローバル化推進に貢献する。

- 2021年5月期からサイマル・グループを連結範囲に含める
- 新型コロナウイルスの感染拡大により一時的に通訳事業に影響が及ぶものの、徐々に回復傾向にある
- 翻訳事業は堅調に推移

財務・非財務ハイライト

連結財務ハイライト

	2020年5月期	新・中期経営計画2023	
		2021年5月期	2023年5月期計画
売上高	191億円	**247億円**	300億円
ディスクロージャー関連事業	175億円	**189億円**	200億円
通訳・翻訳関連事業	16億円	**58億円**	100億円
営業利益	22億円	**27億円**	29億円
セグメント利益または損失（△）※			
ディスクロージャー関連事業	17億円	**25億円**	–
通訳・翻訳関連事業	1億円	**△4億円**	–
経常利益	23億円	**28億円**	–
親会社株主に帰属する当期純利益	15億円	**16億円**	19億円
ROE	10.0%	**8.6%**	10.00%
1株当たり配当金	54.0円	**54.0円**	–

※セグメント利益または損失は、連結損益計算書の営業利益と、前期は323百万円、当期は635百万円、調整を行っております。

非財務ハイライト

水使用量※1 （㎥）

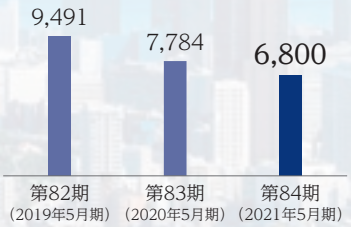

CO_2排出量（電力使用量限定）※1 （t-CO_2）

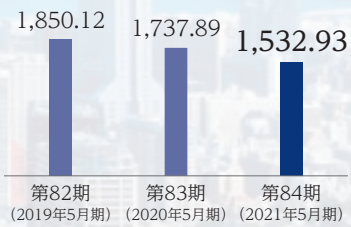

紙ゴミのリサイクル量※1 （t）

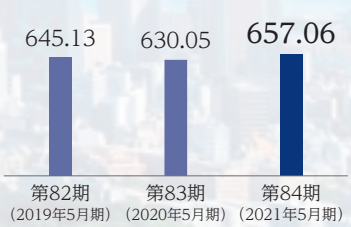

従業員数※1 ■男性 ■女性 （名）

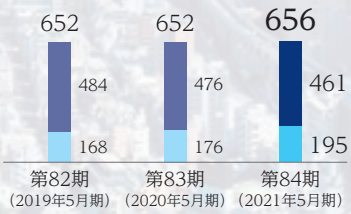

採用者数※1 ■男性 ■女性 （名）

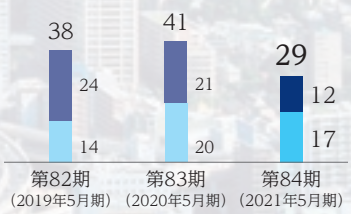

有資格者数※1 （名）
IPO実務検定、財務報告実務検定※2

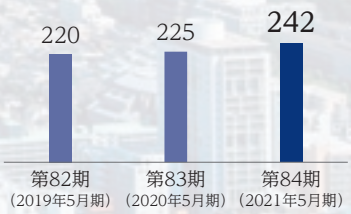

※1 宝印刷㈱の数値です。また、第83期、第84期の数値には㈱TAKARA & COMPANYを含みます。
2 上場準備担当者の育成、財務諸表作成や開示書類の理解を目的とし設立された団体による試験です。

ESGの取組み

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに対する考え方および体制

当社は、「社会の公器としての使命を果たす」という企業理念のもと、「グループ各社の専門性を磨き、お客様の企業価値拡大に貢献し、社会になくてはならないグローバル企業であり続ける」を目指す姿としています。また5つからなる行動指針（Value、Integrity、Professionalism、Diversity、Judgment）のもと、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに対しグループ全体の持続的な成長と社会的な存在価値および中長期的な企業価値を向上させるため、倫理・コンプライアンス規程を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの改善を図り、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

組織形態	監査役会設置会社
取締役会議長	取締役社長
取締役人数	７名 うち社外取締役２名、非常勤取締役１名
女性取締役人数	１名（社外）
取締役の任期	１年
取締役会開催回数	17回／年
監査役人数	３名 うち社外監査役２名

（注）2021年5月31日時点

役員報酬決定の方針および手続

当社は役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとすることにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）、退職慰労金で構成しております。

詳細は34頁をご覧ください。

政策保有株式の保有方針および議決権行使の基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社の政策保有株式の保有方針は、当社グループの営業上の取引関係の維持、強化、連携等による企業価値向上を目的とします。当社は、当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等を随時確認しています。取締役会には、四半期ごとに当社グループにおける個別の銘柄ごとの営業上の取引関係等と資本コストを勘案して保有方針どおりの対応が行われているかを報告するものとします。

2. 議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案が当該株式の価値向上に資するか否かを判断のうえ、当社グループにおける営業上の取引関係等と資本コストを勘案して総合的に判断することとします。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書
URL: https://www.takara-company.co.jp/ir/policy/

環境・社会

コロナ禍における社員の安全確保

ディスクロージャー支援会社の使命として、当社グループの体制変更によってお客様の開示支援に支障を来たすことはあってはなりません。

当社グループでは、従業員の命を守りながらお客様の開示支援に支障をきたすことがないよう、積極的かつ従来のルールに縛られることなく感染防止対策を柔軟に行いました。

テレワークや時差出勤、WEBミーティングの実施を強く推奨し実施しました。また、影響を受けた育児中の社員に対し特別休暇を付与するなど、安心して効率よく働き続けられる施策を実施しています。このリスクを機会と捉え、働き方改革や生産性向上への制度改革と併せてBCPの整備を行っていきます。

顧客への環境配慮型印刷の提案

お客様とともに環境へのポジティブなインパクトを創出するため、FSC®認証紙の使用を積極的に提案しています。2005年5月にFSC®森林認証制度の「FSC® COC認証」を取得済みです。認証製品は、市民権を侵害して伐採された木材などを使用しないよう最大限の努力が払われています。

こうした環境配慮型製品を印刷工程において使用することで、お客様とともに環境負荷低減に取り組んでいます。

今後も顧客への環境配慮型印刷の提案を強化することで、当社グループの付加価値を高めていきます。

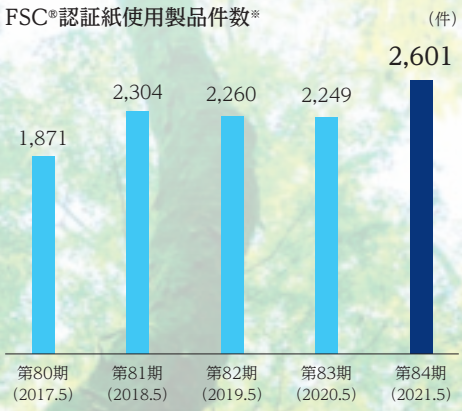

※宝印刷㈱単体の数値です。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号			氏　名（年齢）	現在の当社における地位	上場企業の兼職数	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任		堆　誠一郎（あくつ　せいいちろう）（満67歳）	代表取締役社長	0社	100%（17回／17回）
2	再任		今井　哲男（いまい　てつお）（満64歳）	取締役	0社	100%（17回／17回）
3	再任		岡田　竜介（おかだ　りゅうすけ）（満58歳）	取締役 常務執行役員	0社	100%（17回／17回）
4	再任 社外 独立		井植　敏雅（いうえ　としまさ）（満58歳）	取締役	3社	100%（17回／17回）
5	再任 社外 独立		関根　近子（せきね　ちかこ）（満67歳）	取締役	2社	100%（17回／17回）
6	新任 社外 独立		椎名　茂（しいな　しげる）（満57歳）	—	2社	—

（注）1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は、社外取締役候補者であります。
4. 井植敏雅氏、関根近子氏および椎名茂氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。
6. 関根近子氏が過去に社外取締役を務めておりました株式会社ファミリーマートは、同氏在任期間中の2020年３月30日に、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けました。同氏は事前には当該違反行為を認識はしておりませんでしたが、平素から取締役会等において、法令順守を徹底するよう発言を行っております。また、当該違反行為判明後には原因究明および再発防止策等に関する助言、意見表明を行う等、その職責を果たしております。

候補者番号 1 堆 誠一郎（あくつ せいいちろう） 再任

生年月日
1953年12月17日生　満67歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
28,972株

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに豊富な業務知識と経験を有し、職務を適切に遂行。1991年８月に取締役、2002年８月に代表取締役社長就任以来、当社グループの経営統括責任者としての実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年１月　宝印刷株式会社
（現 株式会社TAKARA & COMPANY）入社
1989年５月　同社社長室長
1991年７月　同社総合企画部長
1991年８月　同社取締役総合企画部長
1996年10月　同社取締役経理部長
1997年８月　同社常務取締役経理部長
2002年８月　同社代表取締役社長（現任）
2019年12月　宝印刷株式会社代表取締役社長（現任）

候補者番号 2 今井 哲男（いまい てつお） 再任

生年月日
1957年１月17日生　満64歳

当事業年度の取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
6,000株

取締役候補者とした理由

信託銀行業務の知識と経験を有し、当社入社以来、営業部門を中心に業務全般を熟知するとともに、2015年８月に取締役就任以来、営業業務を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年４月　三井信託銀行株式会社
（現 三井住友信託銀行株式会社）入社
2004年11月　中央三井信託銀行株式会社
（現 三井住友信託銀行株式会社）
阿倍野支店長
2007年４月　宝印刷株式会社
（現 株式会社TAKARA & COMPANY）入社
ディスクロージャー営業一部担当部長
2008年８月　同社執行役員
ディスクロージャー営業推進部長
2015年８月　同社取締役常務執行役員
ディスクロージャー&IR営業二部長
2019年12月　当社取締役（現任）
宝印刷株式会社取締役常務執行役員（現任）

候補者番号 3 岡田 竜介（おかだ りゅうすけ） 再任

生年月日
1962年10月19日生　満58歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
3,300株

取締役候補者とした理由

証券業務の知識と経験を有するとともに、当社入社以来、外資系企業での勤務経験や海外駐在経験を活かし、国内企業の海外展開に関する支援事業等、新規事業の開拓と育成を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年４月	野村證券株式会社入社
2007年８月	ドイツ証券株式会社入社
2012年１月	イントラリンクス・インク入社
2012年12月	宝印刷株式会社 （現 株式会社TAKARA & COMPANY）入社 ディスクロージャー翻訳部担当次長
2014年７月	同社執行役員グローバルソリューション部長 兼 香港駐在員事務所長
2018年８月	同社取締役常務執行役員総合企画部長（現任）
2019年２月	株式会社十印代表取締役会長（現任）
2019年12月	宝印刷株式会社取締役常務執行役員（現任）
2020年３月	株式会社サイマル・インターナショナル 代表取締役会長（現任）

候補者番号 4 井植 敏雅（いうえ としまさ） 再任 社外 独立

生年月日
1962年12月３日生　満58歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

代表取締役をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として客観的な立場から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年４月	三洋電機株式会社入社
1996年６月	同社取締役
2002年６月	同社代表取締役副社長
2005年６月	同社代表取締役社長
2007年６月	同社特別顧問
2010年２月	株式会社LIXILグループ副社長執行役員
2011年４月	株式会社LIXIL取締役副社長執行役員
2016年６月	株式会社LIXILグループ取締役
2017年７月	同社顧問
2018年６月	株式会社エンプラス社外取締役 （監査等委員）（現任）
2019年８月	宝印刷株式会社 （現 株式会社TAKARA & COMPANY）取締役 （現任）
2020年６月	亀田製菓株式会社社外取締役（現任） 株式会社酉島製作所社外取締役 （監査等委員）（現任）

候補者番号 5 関根 近子（せきね ちかこ）

再任　社外　独立

生年月日
1953年12月16日生　満67歳

当事業年度の
取締役会への出席状況
100%（17回／17回）

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手化粧品会社の執行役員として培われた経験に加え、他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。社外取締役として多角的な視点から取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年４月	資生堂山形販売株式会社入社
2006年４月	資生堂販売株式会社（現 資生堂ジャパン株式会社）大阪支店支店長
2008年４月	株式会社ディシラ本部出向 全国営業本部長
2009年10月	株式会社資生堂国際マーケティング部 美容企画推進室室長
2012年４月	同社執行役員
2014年４月	同社執行役員常務
2016年１月	同社顧問
2018年４月	株式会社Bマインド代表取締役（現任）
2018年６月	株式会社バルカー社外取締役（現任）
2019年５月	株式会社ファミリーマート社外取締役
2019年８月	宝印刷株式会社 （現 株式会社TAKARA & COMPANY）取締役（現任）
2021年６月	東リ株式会社社外取締役（現任）

候補者番号 6 椎名 茂（しいな しげる）

新任　社外　独立

生年月日
1964年５月10日生　満57歳

所有する当社株式数
0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

グローバル企業における経営者としての豊富な経験に加え、M＆Aや情報技術に関する幅広い知見を有しております。社外取締役として企業経営の専門家として取締役会の審議へ参加し、当社の経営に有用な意見をいただけるものと期待しております。

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年10月	NEC株式会社入社
1999年５月	KPMGグローバルソリューション株式会社入社
2007年７月	ベリングポイント株式会社常務執行役員
2009年５月	プライスウォーターハウスクーパース コンサルタンツ株式会社常務執行役員
2012年７月	プライスウォーターハウスクーパース 株式会社代表取締役社長
2016年６月	KPMGコンサルティング株式会社代表取締役副社長
2019年４月	慶應義塾大学理工学部訪問教授（現任）
2019年10月	日本障害者スキー連盟会長（現任）
2020年３月	Digital Entertainment Asset Pte.Ltd. CEO（現任）
2020年６月	株式会社ミクニ社外取締役（現任）
2021年３月	株式会社ホットリンク社外取締役（現任）

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役大西裕氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

選任後の監査役会の構成（予定）

候補者			氏　名（年齢）	現在の当社における地位	上場企業の兼職数	当事業年度の取締役会／監査役会への出席状況
—			田村（たむら）　義則（よしのり）（満64歳）	常勤監査役	0社	取締役会 100%（17回／17回） 監査役会 100%（15回／15回）
—	社外 独立		松尾（まつお）　信吉（しんきち）（満52歳）	監査役	2社	取締役会 100%（17回／17回） 監査役会 100%（15回／15回）
●	新任 社外 独立		高野（たかの）　大滋郎（だいじろう）（満40歳）	—	0社	—

（注）当社の監査役任期は４年であり、田村義則、松尾信吉の両氏は、2019年8月開催の第82回定時株主総会において選任され、就任しております。

候補者 高野（たかの） 大滋郎（だいじろう）

新任

社外 独立

生年月日
1980年10月25日生　満40歳

所有する当社株式数
0株

社外監査役候補者とした理由

弁護士として国内外の企業法務、またIPOに関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断しております。

略歴および地位ならびに重要な兼職の状況

2005年10月	弁護士登録 TMI総合法律事務所入所
2014年８月	米国イリノイ州　増田・舟井・アイファート＆ミッチェル法律事務所勤務
2014年10月	ドイツ・デュッセルドルフ アーキス法律事務所勤務
2015年３月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2017年１月	TMI総合法律事務所パートナー就任（現任）

（注）1. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高野大滋郎氏は、社外監査役候補者であります。
4. 高野大滋郎氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、選任理由に記載したとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 高野大滋郎氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。

（ご参考）

第1号議案および第2号議案が承認された場合の役員体制および当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。
なお、これらは各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏　名	企業経営/経営戦略	財務・会計/M&A
取締役	堆　誠一郎	●	●
	今井　哲男	●	●
	岡田　竜介	●	●
	井植　敏雅 社外 独立	●	●
	関根　近子 社外 独立	●	●
	椎名　茂 社外 独立	●	●
監査役	田村　義則	●	●
	松尾　信吉 社外 独立	●	●
	高野 大滋郎 社外 独立	●	●

項目のご説明		
	企業経営/経営戦略 ……	企業経営の経験やリスクマネジメントの知見を有する
	財務・会計/M&A ……	有資格者および財務・会計の知見やM&Aの経験を有する
	ディスクロージャー営業/金融 …	ディスクロージャーの営業経験や金融商品・金融分野の知見が豊富である

役員の選任方針・指名手続等

当社の取締役は、優れた人格とともに当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければなりません。すべての取締役は、その任期を1年とし、定時株主総会決議による選任の対象としています。

社外取締役および非常勤取締役の選定にあたっては、次項の独立性判断基準を参考としています。

取締役および監査役候補者は、独立社外取締役から助言を得て、この方針に従って選定し、取締役会で決定いたします。

また、兼任に関する基本的な考え方としては、独立社外取締役および独立社外監査役は、当社以外に4社を超えて他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼任してはならないこととしています。

ディスクロージャー営業/金融	通訳・翻訳/グローバル	ESG	法務/人事・ダイバーシティ
●		●	●
●		●	
●	●	●	
	●	●	
	●	●	●
	●	●	
●		●	
●		●	
	●	●	●

通訳・翻訳/グローバル　……　通訳・翻訳事業の経験や業界知見および海外事業展開や外国企業とのビジネス経験を有する
ESG　……　環境、社会貢献活動や、コーポレート・ガバナンス等の知見を有する
法務/人事・ダイバーシティ　……　有資格者および法律の知見、労務管理、多様な働き方等への知見を有する

独立社外取締役の独立性判断基準

独立社外取締役および非常勤取締役は、取締役会における自由闊達で建設的な検討への貢献が期待できる人物として、「当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断を行うために必要な幅広く且つ奥行きのある豊富な経験と高い見識を有する者」を基本として選任します。独立社外取締役を選任する際の独立性判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者とします。

監査役の選任方針・指名手続等

当社の監査役は、優れた人格ならびに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならないとし、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有している者でなければならないとしています。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

本総会開始の時をもって、2017年8月25日開催の第80回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役平松朗氏の選任の効力が失効しますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

菅谷 憲利（すがや のりとし）

生年月日	所有する当社株式数
1965年５月18日生　満56歳	1,210株

略歴および地位ならびに重要な兼職の状況

2002年３月　宝印刷株式会社
（現 株式会社TAKARA & COMPANY）入社
2006年９月　同社IR事業開発室（IR企画室）室長
2008年９月　同社総合企画部次長
2009年７月　同社CSR部副部長（現任）

補欠監査役候補者とした理由

これまでの職務経歴等の実績、専門的見地から、当社グループの業務執行の適法性等を客観的にチェックすることが可能と判断しております。

（注）1. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は本契約を、保険期間の終了後も更新することを予定しております。

第４号議案　社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年8月24日開催の第69回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内）としてご承認いただいておりますが、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今般、第1号議案に記載のとおり、社外取締役の増員を提案するとともに将来的なさらなる増員等にも備えるため、取締役の報酬額のうち社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。

つきましては、取締役の報酬額については、引き続き年額1億8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く。）と据え置きますが、社外取締役分の報酬額を年額3,000万円以内へと改定いたしたいと存じます。

また、本議案における社外取締役の報酬額の上限は、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであり相当であると考えております。（なお、当該方針等の内容は、34頁および35頁をご参照ください。）

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任される加島英一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　名	略　歴
加島（かしま）　英一（えいいち）	2013年8月　宝印刷株式会社（現 株式会社TAKARA & COMPANY） 取締役常務執行役員（現任）

以　上

（添付書類）**事業報告** 2020年６月１日から2021年５月31日まで

1 当社グループの現況

1. 財産および損益の状況

（連結）		第80期 (2017年５月期)	第81期 (2018年５月期)	第82期 (2019年５月期)	第83期 (2020年５月期)	第84期 (2021年５月期)
売上高	(百万円)	15,156	15,792	18,257	19,116	24,777
営業利益	(百万円)	1,476	1,534	1,780	2,247	2,707
売上高営業利益率	(%)	9.7	9.7	9.7	11.8	10.9
経常利益	(百万円)	1,604	1,679	1,904	2,363	2,881
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,082	1,110	1,236	1,555	1,639
１株当たり当期純利益	(円)	96.81	99.39	110.63	139.01	130.01
包括利益	(百万円)	1,656	1,318	1,355	1,747	2,584
総資産	(百万円)	18,635	19,720	22,201	26,450	30,972
純資産	(百万円)	13,785	14,544	15,359	16,582	22,468
１株当たり純資産額	(円)	1,209.12	1,274.72	1,342.03	1,437.01	1,672.20
自己資本比率	(%)	72.5	72.3	67.6	60.8	70.8
自己資本利益率（ROE）	(%)	8.3	8.0	8.5	10.0	8.6
株価収益率	(倍)	17.2	19.6	14.6	13.6	13.2
配当性向	(%)	51.6	50.3	45.2	38.8	41.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,564	1,487	1,800	3,069	2,530
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△576	△850	△777	△5,187	△1,356
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△575	△481	△29	1,476	1,193
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	6,590	6,746	7,840	7,260	9,640

（注）1.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を第82期（2019年５月期）の期首から適用し、第81期（2018年５月期）に係る総資産および自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の数値で表示しております。
2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第83期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

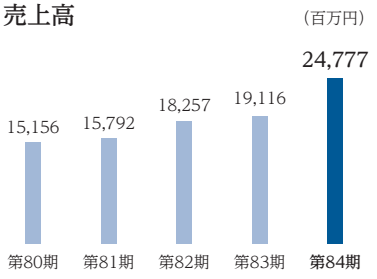

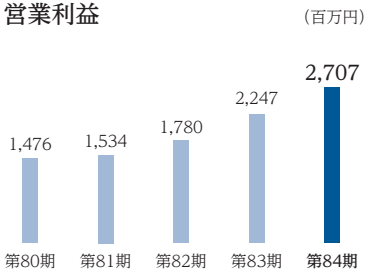

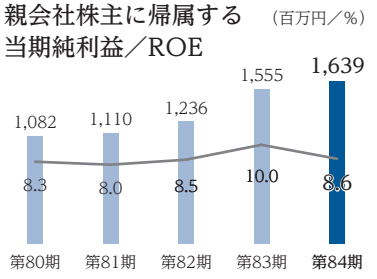

2 . 主な事業内容

当社グループの主な事業は、日本国内の上場会社のディスクロージャー&IR事業と、日本国内および米国を中心とした通訳・翻訳事業です。具体的には、ディスクロージャー&IR事業では、株式上場申請書類などのIPO（新規上場）関連サービスから、金融商品取引法や投資信託法関連サービス、株主総会招集通知などの会社法関連サービスに加え、IR（インベスター・リレーションズ）、事業報告書や株主通信などのSR（シェアホルダー・リレーションズ）、統合報告書やCSR報告書などのESGといった任意開示関連サービスも手掛けるとともに、国内企業の海外投資家向けIR支援を提供しております。

通訳・翻訳事業では、国際会議やイベント、シンポジウム等における通訳サービスのほか、一般的な翻訳サービスに加えて欧米企業が日本でサービスを提供する際の読み手への高い訴求力が求められるローカライズやトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスも提供しております。

当社グループでは経営成績を「ディスクロージャー関連事業」および「通訳・翻訳事業」の２区分で報告しており、このうちディスクロージャー関連事業は、売上高の観点から右のように製品区分別の情報を補足してご説明しております。

いずれの製品区分においても、当社グループが自前で印刷工場を保有し、秘匿性・迅速性が求められるディスクロージャーとIR特有のプロフェッショナルとしてのノウハウが、共通の強みとなっております。

■ 金融商品取引法関連製品

主な製品	有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書、目論見書、上場申請のための関係書類、他
重要な要素	● 正確で適切な書類チェック ● XBRLデータを含む提出書類作成用システムの優位性 ● IPO企業の上場申請書類作成を通じた育成・指導

■ 会社法関連製品

主な製品	株主総会招集通知、決議通知、配当金関係書類、他
重要な要素	● 正確で適切な書類チェック ● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力

■ IR関連製品

主な製品	株主通信（事業報告書）、ディスクロージャー誌（金融法人）、アニュアルレポート、CSR報告書、統合報告書、会社案内、他
重要な要素	● 顧客のニーズおよび多くの顧客事例に基づくトレンドを押さえた提案力 ● 優れたデザイン力 ● 投資家の意識に届く企画コンサルティング

■ その他製品

主な製品	株主優待、法定公告、一般印刷物、他
重要な要素	● 適切な企画提案力 ● 顧客の問題解決能力

3. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度を通じ新型コロナウイルス感染症の波及により、まん延防止等重点措置の実施や緊急事態宣言が再発出されるなど、外出等の移動やイベント開催等における制限の緩和は繰り返し見直しを余儀なくされ、経済へ及ぼす影響は依然として不透明な状況が続きました。

こうした状況のもと、当社グループのディスクロージャー関連事業に関係が深い国内株式市場においては、新型コロナウイルス感染症への様々な感染対策、政策対応、ワクチン開発への期待、そして医療従事者や高齢者へのワクチン接種が開始されたこと等を要因に堅調な動きを見せ、日経平均株価は期初の21,000円台から一時30,000円を超える水準へ推移しました。

通訳・翻訳事業は、新型コロナウイルスの感染拡大により、特に通訳事業における主たる事業領域である大規模な国際会議やイベントの開催に厳しい制限が課され、また海外渡航の制限によりビジネスでの人の往来が途絶え、通訳機会が減少することにより業績に多大な影響を受けました。

このような事業環境において、当社グループは新型コロナウイルス感染症拡大に伴う資本市場、経済活動の停滞、感染拡大を契機とした情報開示充実への要請とグローバル化、Web化、オンライン化、事業体のオフサイト化への動きは今後も一層進展していくものと考えております。

with/afterコロナを見据え、お客様の決算開示実務の一層の利便性向上を推進する開示書類作成支援ツール「X-Smart.」の機能性向上と導入社数の増加に注力しつつ、多様化するお客様のニーズにお応えするべく次世代の決算プロセス自動化ツール「WizLabo(ウィズラボ)」の開発を進め、５月にリリースしました。また、コーポレートガバナンス・コード適用に伴い積極性を増すステークホルダーとの対話や非財務情報開示の充実化への需要に対する製品やサービスの提供、「ネットで招集」や株主総会の動画配信（ライブ・オンデマンド）をはじめとする株主総会プロセスの電子化への対応にも取り組んでまいりました。

さらに、情報開示のグローバル化の進展に伴い今後一層ニーズが高まると予想される通訳・翻訳事業では、人の往来が途絶えた状況への打開策として、『同時通訳』のために開発された遠隔同時通訳プラットフォーム“interprefy”は、これを活用することにより、新たな様式の大規模なイベントを開催したり、人が海外渡航を行わずとも日本と海外とを通訳者を介して繋がる機会を提供しており、afterコロナにおける経済社会の変化において通訳事業が成長するための基盤の一つを構築するものになると捉えております。

その結果、当連結会計年度の売上高は24,777百万円（前連結会計年度比5,660百万円増、同29.6％増）となりました。利益面については、営業利益は2,707百万円（同459百万円増、同20.5％増）、経常利益は2,881百万円（同517百万円増、同21.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,639百万円（同84百万円増、同5.4％増）となりました。

セグメント 別の状況

売上高をセグメント別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度に行われた会社分割による持株会社化以前の当該損益は「ディスクロージャー関連事業」に含まれております。また、セグメントの業績数値は、セグメント間の内部売上高または振替高を相殺消去し記載しております。

セグメント別売上高構成比

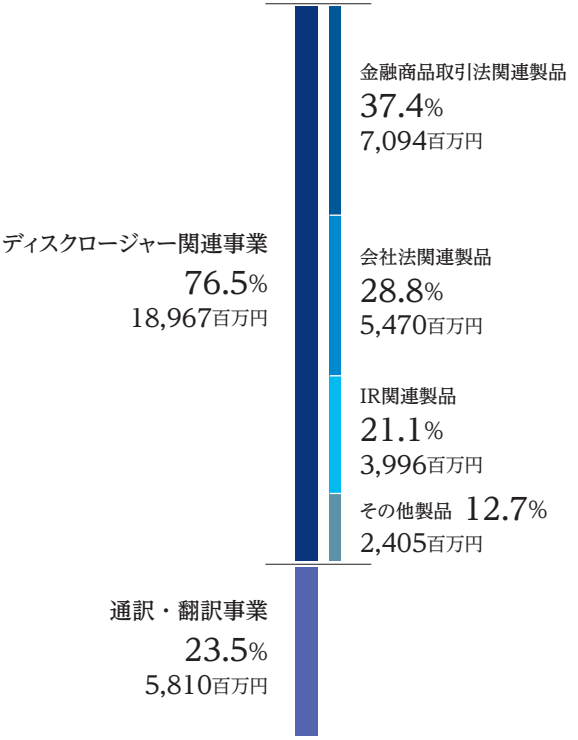

ディスクロージャー関連事業

売上高 18,967百万円　前連結会計年度比 8.4%増

当セグメントにおきましては、開示書類作成支援システムや株主総会招集通知および関連商材の売上が増加したことにより、売上高は18,967百万円（同1,473百万円増、同8.4％増）、セグメント利益は2,509百万円（同763百万円増、同43.7%増）となりました。

従来と同様に「ディスクロージャー関連事業」を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

■ 金融商品取引法関連製品

売上高 7,094百万円　前連結会計年度比 0.8%増

法定開示書類作成支援ツール「X-Smart.シリーズ」の導入顧客数が増加したことや決算開示サポート等の売上が増加したことにより、売上高は7,094百万円（同56百万円増、同0.8%増）となりました。

■ 会社法関連製品

売上高 5,470百万円　前連結会計年度比 39.8%増

新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年５月期である５月に売上を見込んでいた株主総会招集通知および関連文書の売上が2021年５月期である６月にずれ込んだことや、株主総会の動画配信の売上が増加したことにより、売上高は5,470百万円（同1,556百万円増、同39.8%増）となりました。

■ IR関連製品

売上高 3,996百万円　前連結会計年度比 5.2%減

事業報告書等の売上が減少したことにより、売上高は3,996百万円（同221百万円減、同5.2％減）となりました。

■ その他製品

売上高 2,405百万円　前連結会計年度比 3.5%増

株主優待関連の売上が増加したことにより、売上高は2,405百万円（同81百万円増、同3.5％増）となりました。

通訳・翻訳事業

売上高 5,810百万円　前連結会計年度比 258.0%増

当セグメントにおきましては、前連結会計年度末に株式会社サイマル・インターナショナルおよびその子会社を連結の範囲に含めたことにより、売上高は5,810百万円（同4,187百万円増、同258.0%増）となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、イベント、シンポジウム等の開催が延期、中止となりました。これに伴い通訳案件が相次いでキャンセルとなることで通訳事業の業績が落ち込みました。翻訳事業においては堅調に推移しているものの、のれんおよび無形固定資産の償却の影響もあり、セグメント損失は437百万円（前連結会計年度はセグメント利益177百万円）となりました。

4 . 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,165百万円であり、その内訳は、有形固定資産101百万円、無形固定資産1,063百万円であります。主なものは、法定開示書類作成支援ツールの開発によるものであります。現在も、ユーザーニーズに応えるため継続してシステム開発および保守に取り組んでおります。なお、重要な設備の除却または売却はありません。

5. 事業の譲渡等の状況

当社完全子会社の宝印刷株式会社は、2020年6月1日付で新設分割により株式会社TAKARA Solutions & Servicesを設立し、決算開示コンサルティング部門に関する権利義務を同社に承継しました。

6. 対処すべき課題

当社グループにとって対処すべき課題は、次のとおりであります。

(1) グループ経営の強化

当社グループは、継続的に中期経営計画を策定・公表しております。この目標を達成するために、持株会社体制による戦略機能を活かし、グループ間シナジーの創出を通じて当社グループが一丸となり、各社の強みを発揮して企業価値の最大化を実現してまいります。

(2) 新規事業の開拓と育成

当社グループがさらに飛躍するためには、新規事業の開拓と育成が必要と考えております。当社グループは、ディスクロージャー&IR事業を基盤として、その周辺分野へサービスの範囲を拡げ、新規事業の開拓と育成、特に、通訳・翻訳に関する事業リソースを生かしてグローバルな領域に拡大を図っていくことを進めてまいります。

(3) 開示支援サービスの信頼性向上

ディスクロージャー&IR事業の環境変化とお客様のニーズを的確に捉え、効率的で使いやすい法定開示書類作成支援ツールの提供と決算開示支援サービスの拡充、ディスクロージャー関連法令等の改正に関するアドバイスやIPO、ESGコンサルティングサービスの品質の向上など、従来の業務のクオリティをさらに改善し、お客様の信頼に応えてまいります。

お客様に満足していただけるサービスの提供を通じて、信頼性の向上を図り、法定開示書類、任意開示書類の受注拡大、IPOにおける受注強化を目指してまいります。

(4) 株主総会プロセスの電子化への対応

株主総会プロセスの電子化は、印刷物の減少による売上縮小につながるリスクがあります。これに対し、法令に則った株主総会招集通知を作成し、お客様企業の事業内容等をわかりやすく株主に伝えるというサービス提供を通じ築き上げてきた本質的な部分での当社グループの優位性を基盤とし、「ネットで招集」やWeb開示支援サービス等、新サービスの開発ならびに会社法関連製品の強化により、株主総会招集通知の電子化への対応をはじめとする多様化・高度化する情報開示のニーズへの対応に取り組んでまいります。

(5) 通訳・翻訳事業の拡大と高品質＋αの競争優位性の確立

ローカライズやトランスクリエーション（マーケティング／クリエイティブ色の強い翻訳）サービスのさらなる拡大と、通訳者・翻訳者ネットワークの強化によるさらなる高品質サービスの提供、機械翻訳の品質向上、遠隔通訳サービスの拡大によるお客様の利便性向上により、通訳・翻訳事業の高品質＋αの競争優位性の確立を実現してまいります。

7 . 主要な事業所および工場

(1) 事業所

当社本社	東京都豊島区高田三丁目28番８号

(2) 子会社の主要な事業所および工場の状況

宝印刷株式会社	
本社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
本社別館工場	東京都豊島区高田三丁目23番９号
本社別館クリスタルエイトビル	東京都豊島区高田三丁目23番10号
浮間工場	東京都北区浮間四丁目24番23号
名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目20番25号
大阪支店	大阪市中央区瓦町三丁目６番５号
大阪支店別館工場	大阪市中央区上町一丁目24番17号
札幌営業所	札幌市中央区大通西十一丁目４番
広島営業所	広島市中区紙屋町一丁目１番20号
福岡営業所	福岡市中央区天神二丁目14番２号
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社サイマル・テクニカルコミュニケーションズ	東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社十印	東京都中央区銀座七丁目16番12号
TOIN USA INC.	3511 Silverside Road, Suite 105, Wilmington, Delaware, USA 19810
TOIN AMERICA INC.	970W. 190Th Street, Suite 920 Torrance, CA 90502
株式会社タスク	東京都豊島区高田三丁目13番２号
株式会社スリー・シー・コンサルティング	東京都豊島区高田三丁目14番29号
株式会社イーツー	東京都豊島区高田三丁目32番１号
TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED	Room 1804, 18/F., 168 Sai Yeung Choi Street, Mong Kok, Kowloon, Hong Kong
ディスクロージャー・イノベーション株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番８号
株式会社ディスクロージャー&IR総合研究所	東京都豊島区高田三丁目32番１号
仙台宝印刷株式会社	仙台市宮城野区榴岡四丁目２番３号
株式会社TAKARA Solutions & Services	東京都豊島区高田三丁目13番２号
Translasia Holdings Pte. Ltd.	6 Shenton Way, #22-08, OUE Downtown 2, Singapore 068809
一般社団法人日本IPO実務検定協会	東京都豊島区高田三丁目28番８号

8. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
宝印刷株式会社	100,000千円	100.00%	ディスクロージャーならびにIR関連物のコンサルティング、制作、印刷等
株式会社サイマル・インターナショナル	40,000千円	100.00%	通訳・翻訳サービス等
株式会社サイマル・ビジネスコミュニケーションズ	20,000千円	100.00% (100.00%)	通訳・翻訳人材派遣紹介事業等
株式会社サイマル・テクニカルコミュニケーションズ	10,000千円	100.00% (100.00%)	通訳機材・会議機材運用事業等
株式会社十印	99,980千円	100.00%	翻訳サービス等
TOIN USA INC.	10,000.00＄	100.00% (100.00%)	翻訳サービス等
TOIN AMERICA INC.	250,000.00＄	90.00% (90.00%)	翻訳サービス等
株式会社タスク	35,000千円	75.00%	IPO予定会社および上場会社向けコンサルティングサービス等
株式会社スリー・シー・コンサルティング	50,000千円	50.91%	ソフトウェアの販売および保守
株式会社イーツー	15,000千円	86.66%	システム開発およびWebサイト制作
TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED	3,400,000HK＄	90.00%	翻訳、アジア圏の市場調査・情報収集等

(注) 当社の出資比率欄の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
宝印刷株式会社	東京都豊島区高田三丁目28番8号	4,409,807千円	20,903,877千円
株式会社サイマル・インターナショナル	東京都中央区銀座七丁目16番12号	4,949,368千円	

9. 従業員の状況

(1) 当社グループの状況

区分	従業員数（名）
ディスクロージャー関連事業	755 [98]
通訳・翻訳事業	288 [30]
全社（共通）	39 [2]
合計	1,082 [130]

(2) 当社

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
39 [2]	44.2	16.3

（注）1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の［外書］は、派遣社員、パートタイマーおよびアルバイトの臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2 株式の状況

(1) 発行可能株式総数　37,000,000株

(2) 発行済株式の総数　13,153,293株

(3) 株主数　41,291名

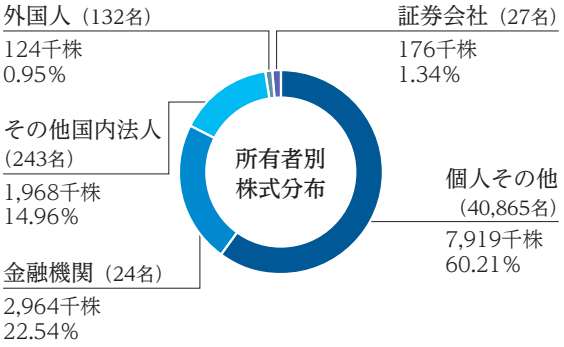

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社野村	632	4.82
株式会社みずほ銀行	544	4.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	492	3.75
株式会社三井住友銀行	476	3.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	370	2.82
TAKARA & COグループ社員持株会	235	1.79
野村朱実	178	1.36
三井住友信託銀行株式会社	169	1.29
明治安田生命保険相互会社	168	1.28
吉田知広	168	1.28

（注）持株比率は自己株式（44,980株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 役員の状況

1. 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	**堆　誠一郎**	宝印刷株式会社代表取締役社長
取締役	**加島　英一**	常務執行役員経理部長兼情報企画部担当 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長
取締役	**今井　哲男**	宝印刷株式会社取締役常務執行役員
取締役	**岡田　竜介**	常務執行役員総合企画部長 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社サイマル・インターナショナル代表取締役会長 株式会社十印代表取締役会長
取締役	**津田　　晃**	宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社酉島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長
取締役	**井植　敏雅**	株式会社エンプラス社外取締役（監査等委員） 亀田製菓株式会社社外取締役 株式会社酉島製作所社外取締役（監査等委員）
取締役	**関根　近子**	株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役
常勤監査役	**田村　義則**	
監査役	**大西　　裕**	丸市綜合法律事務所弁護士 レイズネクスト株式会社社外取締役（監査等委員）
監査役	**松尾　信吉**	ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役

（注）1. 取締役のうち井植敏雅および関根近子の両氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役のうち大西裕および松尾信吉の両氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役松尾信吉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との関係は次のとおりです。
・取締役井植敏雅氏が兼職する株式会社エンプラスおよび亀田製菓株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社酉島製作所と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・取締役関根近子氏が兼職する株式会社Bマインドと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社バルカーと当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・監査役大西裕氏が兼職する丸市綜合法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。レイズネクスト株式会社と当社グループの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
・監査役松尾信吉氏が兼職するネクストリープ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。株式会社アンビスホールディングスおよび生化学工業株式会社と当社グループとの間に営業上の取引がありますがその額は当期連結売上高の１％未満と僅少であります。
5. 取締役津田晃氏は非常勤の取締役であります。

6. 当事業年度中に生じた取締役と監査役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
加島　英一	取締役常務執行役員 経理部長兼情報企画部担当 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長	取締役 （兼職） 宝印刷株式会社取締役常務執行役員 株式会社イーツー代表取締役社長	2020年８月１日
関根　近子	取締役 （兼職） 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役	取締役 （兼職） 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 株式会社ファミリーマート社外取締役	2021年２月28日
松尾　信吉	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役 エンブレース株式会社社外監査役	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役	2020年７月31日
	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役	監査役 （兼職） ネクストリープ株式会社代表取締役 株式会社アンビスホールディングス社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役 エンブレース株式会社社外監査役	2021年１月７日

7. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏　名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
津田　晃	取締役 （兼職） 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社酉島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 株式会社北日本銀行社外取締役（監査等委員）	取締役 （兼職） 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社酉島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長	2021年６月25日
	取締役 （兼職） 宝印刷株式会社取締役執行役員 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 株式会社北日本銀行社外取締役（監査等委員）	取締役 （兼職） 宝印刷株式会社取締役執行役員 株式会社酉島製作所社外取締役（監査等委員） 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 株式会社北日本銀行社外取締役（監査等委員）	2021年６月29日

氏　名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
関根　近子	取締役 （兼職） 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役 東リ株式会社社外取締役	取締役 （兼職） 株式会社Bマインド代表取締役 株式会社バルカー社外取締役	2021年６月23日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社の会社法上の取締役、監査役および執行役員制度上の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金および争訟費用は、当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、インサイダー取引、犯罪行為等による賠償責任は填補の対象とされない旨の免責事項が付されております。

3. 社外役員の活動状況

各社外役員には、経営者としての豊富な経験や、法律、会計の専門家としての視点から、M&Aの実行や働き方改革といった重要案件を中心として有用なご意見をいただいております。

役職および氏名	出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　**井植　敏雅**	取締役会17／17回（100％）	経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。重要事項の決定に関し、様々な視点からの提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
取締役　**関根　近子**	取締役会17／17回（100％）	他社の代表取締役および社外取締役を務めるなど豊富な経験と幅広い知見を有しており、経営に有用な発言を積極的に行っております。人材育成について具体的な提言を行うなど、社外取締役としての役割を適切に果たしております。
監査役　**大西　　裕**	取締役会17／17回（100％） 監査役会15／15回（100％）	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役　**松尾　信吉**	取締役会17／17回（100％） 監査役会15／15回（100％）	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 役員報酬の内容

(1) 報酬決定の方針および手続

当社の役員の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算出しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。取締役の報酬額は、2006年８月24日開催の第69回定時株主総会において、年額１億8,000万円以内（うち社外取締役分は年額1,500万円以内、ただし使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また監査役の報酬額は年額4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は１名）、監査役の員数は４名であります。

当社は役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その内容は、株主の中長期的利益に連動するとともに、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値および企業価値の向上に資するよう、金額は、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、取締役の意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとすることにしています。独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役の職責を反映したものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならないものとしています。

取締役の報酬については、基本報酬、短期インセンティブとしての賞与、中長期的インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）、退職慰労金で構成しております。

取締役の報酬額は、あらかじめ代表取締役社長より独立社外取締役に諮問のうえ、前記に従い当社が定めた決定方針に基づき、取締役会において決定します。また、執行役員の報酬額についても同様に決定します。当事業年度においては、承認された報酬限度額内において、個別の基本報酬額および賞与額については、各役員の職務、業績、貢献度のほか経営環境等を踏まえ業績評価を行い、妥当と考えられる世間水準等をもとに設定し、独立社外取締役に諮問のうえ、2020年７月10日および2020年８月28日開催の取締役会にて決定しております。役員退職慰労金については、株主総会での決議を前提に、当社の役員退職慰労金規程の定めに基づき職務、在任年数等に応じて算定しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬（非常勤取締役および社外取締役を除く）については、前記の株主総会で決議された報酬枠とは別枠で、2019年８月23日開催の第82回定時株主総会において対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しており、支給する金銭報酬債権の総額は年額１億円以内、当社が発行または処分する普通株式の総数は年55,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合そのほか譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総額の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総額を、合理的な範囲で調整する。）としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は４名であります。

取締役会は、当事業年度に係る報酬等の内容は、承認された限度額内においてあらかじめ独立社外取締役へ諮問され、取締役個人別報酬の額および算定方法の決定権限を有する各取締役により構成される取締役会において整合性も含め審議し、決定されたものであることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

各監査役の報酬については、株主総会で承認された前記の報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

(2) 非金銭報酬等に関する事項

当社では、非金銭報酬として、対象取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬を交付することとしており、導入の目的や内容については（1）に記載のとおりです。

(3) 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	119,802	78,927	28,600	6,030	6,245	5
監査役（社外監査役を除く）	16,456	11,400	4,400	—	656	1
社外取締役	12,000	12,000	—	—	—	2
社外監査役	7,200	7,200	—	—	—	2

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

和泉監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) 会計監査人に対する報酬の内容

	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
当社	24,500	1,500
連結子会社	2,400	—
計	26,900	1,500

（注）当社と和泉監査法人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務としてコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 監査役会が会計監査人を適切に選定し適切に評価するための方針

監査役会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価します。監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告聴取するほか、自ら事業年度を通して、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価します。また、会計監査人の独立性、法令等の遵守状況についても検討を行います。

5 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要な経営課題の一つと考え、安定配当を行うことを基本とし、企業体質の強化および今後の事業展開を勘案したうえで、業績に応じた配当を行うこととしております。また、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年２回を基本的な方針としております。

この基本方針のもと、現在、業務遂行を円滑に実施するために必要な内部留保はできているものと考え、可能な限り配当金として株主の皆様へ還元することとしております。

なお、自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元と資本効率の向上を目的に、当社株式の流動性等を勘案しつつ、必要に応じて実施することとしております。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

単位：千円

科　目	金　額	
	第84期 (2021年５月31日現在)	(ご参考) 第83期 (2020年５月31日現在)
資産の部		
流動資産	15,962,193	12,470,525
現金及び預金	9,744,552	7,365,236
受取手形及び売掛金	4,409,458	3,616,837
仕掛品	1,034,440	1,118,271
原材料及び貯蔵品	30,796	28,999
その他	744,242	345,261
貸倒引当金	△1,298	△4,080
固定資産	15,010,130	13,979,617
有形固定資産	4,349,647	4,481,906
建物及び構築物	762,476	794,457
機械装置及び運搬具	279,546	356,233
土地	3,154,695	3,154,695
その他	152,928	176,519
無形固定資産	6,053,499	5,782,362
のれん	2,529,333	2,738,847
顧客関連資産	991,191	1,101,324
ソフトウエア	2,004,046	907,557
ソフトウエア仮勘定	104,577	571,586
その他	424,350	463,046
投資その他の資産	4,606,984	3,715,348
投資有価証券	3,052,710	2,330,598
退職給付に係る資産	205,807	107,748
繰延税金資産	311,145	222,127
その他	1,050,352	1,066,191
貸倒引当金	△13,031	△11,317
資産合計	30,972,324	26,450,143

科　目	金　額	
	第84期 (2021年５月31日現在)	(ご参考) 第83期 (2020年５月31日現在)
負債の部		
流動負債	6,900,298	8,035,020
買掛金	1,889,344	1,487,332
短期借入金	222,500	2,286,000
１年内返済予定の長期借入金	140,884	123,914
リース債務	4,272	4,998
未払法人税等	973,406	611,660
未払費用	1,577,473	1,702,057
役員賞与引当金	46,160	40,400
その他	2,046,256	1,778,656
固定負債	1,603,758	1,832,463
長期借入金	332,840	387,560
リース債務	1,779	6,027
繰延税金負債	685,184	478,150
役員退職慰労引当金	81,106	75,704
退職給付に係る負債	501,520	883,484
その他	1,326	1,535
負債合計	8,504,056	9,867,483
純資産の部		
株主資本	20,685,265	15,628,582
資本金	2,278,271	2,049,318
資本剰余金	4,381,031	2,010,533
利益剰余金	14,065,177	13,081,723
自己株式	△39,214	△1,512,993
その他の包括利益累計額	1,234,499	454,463
その他有価証券評価差額金	737,956	409,183
為替換算調整勘定	△3,016	△5,214
退職給付に係る調整累計額	499,559	50,493
非支配株主持分	548,501	499,613
純資産合計	22,468,267	16,582,659
負債純資産合計	30,972,324	26,450,143

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

単位：千円

科　目	金　額			
	第84期 （2020年６月１日から2021年５月31日まで）		（ご参考）第83期 （2019年６月１日から2020年５月31日まで）	
売上高		24,777,462		19,116,787
売上原価		14,586,877		11,354,035
売上総利益		10,190,585		7,762,751
販売費及び一般管理費		7,483,525		5,515,483
営業利益		2,707,059		2,247,267
営業外収益				
受取利息	161		1,413	
受取配当金	42,469		60,584	
不動産賃貸料	23,909		24,889	
受取手数料	35,762		11,581	
保険返戻金	12,136		24,708	
投資事業組合運用益	16,832		7,195	
助成金収入	79,735		7,031	
その他	20,333	231,340	22,399	159,804
営業外費用				
支払利息	11,876		11,149	
売上割引	12,119		11,515	
株式交付費	3,654		—	
為替差損	28,944		16,908	
貸倒引当金繰入額	—		2,479	
その他	789	57,384	1,271	43,325
経常利益		2,881,015		2,363,746
特別利益				
投資有価証券売却益	135,301		62,725	
役員退職慰労引当金戻入額	—	135,301	54,021	116,746
特別損失				
固定資産売却損	—		1,935	
固定資産除却損	3,500		3,442	
投資有価証券売却損	332		—	
投資有価証券評価損	79,787		478	
のれん減損損失	—	83,620	22,007	27,865
税金等調整前当期純利益		2,932,695		2,452,628
法人税、住民税及び事業税	1,388,838		858,749	
法人税等調整額	△260,157	1,128,681	△91,383	767,366
当期純利益		1,804,014		1,685,261
非支配株主に帰属する当期純利益		164,449		130,001
親会社株主に帰属する当期純利益		1,639,564		1,555,260

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

単位：千円

科　目	金　額	
	第84期 (2021年５月31日現在)	（ご参考）第83期 (2020年５月31日現在)
資産の部		
流動資産	2,987,827	1,787,956
現金及び預金	2,380,531	1,481,018
売掛金	177,891	106,963
その他	429,403	199,974
固定資産	17,916,050	17,073,103
有形固定資産	3,828,949	3,846,063
建物	632,041	647,687
構築物	1,716	1,977
車両運搬具	4,044	6,470
工具、器具及び備品	36,451	35,232
土地	3,154,695	3,154,695
無形固定資産	50,424	61,081
ソフトウエア	38,457	49,527
ソフトウエア仮勘定	250	42
電話加入権	11,511	11,511
その他	204	—
投資その他の資産	14,036,677	13,165,958
投資有価証券	2,785,365	2,043,262
関係会社株式	10,307,452	10,286,590
長期前払費用	8,896	11,783
繰延税金資産	—	114,238
生命保険積立金	607,625	607,314
差入保証金	322,607	98,038
その他	5,830	5,830
貸倒引当金	△1,100	△1,100
資産合計	20,903,877	18,861,060

科　目	金　額	
	第84期 (2021年５月31日現在)	（ご参考）第83期 (2020年５月31日現在)
負債の部		
流動負債	306,482	2,943,328
短期借入金	—	2,200,000
１年内返済予定の長期借入金	100,000	100,000
リース債務	2,669	2,669
未払金	11,524	—
未払費用	94,086	259,150
未払法人税等	41,082	285,865
前受金	4,067	40,372
預り金	5,732	7,227
役員賞与引当金	33,000	33,000
その他	14,321	15,044
固定負債	423,149	460,847
長期借入金	200,000	300,000
リース債務	1,779	4,448
繰延税金負債	36,741	—
退職給付引当金	103,521	82,194
役員退職慰労引当金	81,106	74,204
負債合計	729,631	3,404,176
純資産の部		
株主資本	19,436,289	15,047,700
資本金	2,278,271	2,049,318
資本剰余金	4,360,451	2,010,102
資本準備金	2,227,268	1,998,315
その他資本剰余金	2,133,182	11,786
利益剰余金	12,836,780	12,501,273
利益準備金	174,905	174,905
その他利益剰余金	12,661,875	12,326,367
別途積立金	8,600,000	8,600,000
繰越利益剰余金	4,061,875	3,726,367
自己株式	△39,214	△1,512,993
評価・換算差額等	737,956	409,183
その他有価証券評価差額金	737,956	409,183
純資産合計	20,174,246	15,456,884
負債純資産合計	20,903,877	18,861,060

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

単位：千円

科　目	金　額			
	第84期 （2020年６月１日から2021年５月31日まで）		（ご参考）第83期 （2019年６月１日から2020年５月31日まで）	
営業収益				
製品売上高	—		9,442,406	
業務受託収入	1,177,905		581,015	
不動産賃貸収入	440,303		220,291	
関係会社受取配当金	535,000	2,153,209	—	10,243,712
営業費用				
製品原価	—		5,675,108	
販売費及び一般管理費	987,656	987,656	2,879,168	8,554,277
営業利益		1,165,553		1,689,435
営業外収益				
受取利息	56		270	
受取配当金	42,469		60,584	
不動産賃貸料	54		11,535	
受取手数料	1,421		11,572	
投資事業組合運用益	16,832		7,195	
その他	5,391	66,226	9,283	100,441
営業外費用				
支払利息	8,193		7,716	
株式交付費	6,618		—	
為替差損	—		1,616	
貸倒引当金繰入額	—		775	
その他	—	14,811	0	10,108
経常利益		1,216,968		1,779,769
特別利益				
投資有価証券売却益	135,301	135,301	62,725	62,725
特別損失				
固定資産除却損	274		15	
投資有価証券売却損	332		—	
投資有価証券評価損	110		478	
関係会社株式評価損	74,767	75,485	—	494
税引前当期純利益		1,276,783		1,842,000
法人税、住民税及び事業税	278,940		592,051	
法人税等調整額	6,224	285,165	12,049	604,101
当期純利益		991,618		1,237,899

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年７月６日

株式会社TAKARA & COMPANY
取締役会御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　飯田博士　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　松藤悠　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2020年６月１日から2021年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TAKARA & COMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明すること

にある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年７月６日

株式会社TAKARA & COMPANY
取締役会御中

和泉監査法人
東京都新宿区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　飯田博士　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　松藤悠　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社TAKARA & COMPANYの2020年６月１日から2021年５月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2020年６月１日から2021年５月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門であるCSR部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、執行役員等及び和泉監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期ごとに報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役、執行役員等及び和泉監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年７月８日

株式会社TAKARA & COMPANY　監査役会

常勤監査役　田　村　義　則　㊞

監　査　役　大　西　　裕　㊞

監　査　役　松　尾　信　吉　㊞

（注）監査役　大西　裕及び監査役　松尾信吉は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先とした株主総会の開催といたしたいと存じます。

株主の皆様に当日ご来場いただかなくとも事前に情報をお届けできるよう、**第84期の事業報告、連結業績の概要等をあらかじめ映像化し、当社「ネットで招集」にて配信しております。**株主の皆様におかれましては、これらの資料をご高覧のうえ、インターネットまたは郵送による議決権行使をいただき、**株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。**

さらに、本総会当日につきましては、**感染リスク低減のため、議事時間の短縮、座席間隔の拡大、検温やマスクの着用、アルコール消毒などを実施する予定です。**座席数も50席程度となる見込みであり、**ご来場いただきましても、ご入場いただけない可能性がありますことを、あらかじめご了承ください。**

本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を変更する場合があります。変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

「ネットで招集」の更新予定

以下は予定となります。変更する可能性がありますことをあらかじめご了承ください。

「ネットで招集」はこちらから
https://s.srdb.jp/7921/

8月５日（木）	■ 招集ご通知発送
	●「ネットで招集」公開　● ご質問・ご意見の事前受付開始 ► 詳しくは3頁をご覧ください。
8月上旬	● 株主総会時にご報告予定の事業報告等の動画を先行配信
8月22日（日）	● ご質問・ご意見の事前受付　受付期限
8月24日（火）	● 事前のご質問・ご意見へのご回答
8月27日（金）	■ 株主総会日　■ 株主通信発送
	●「ネットで株通」公開　●「ネットでアンケート」受付開始
8月末	● 臨時報告書掲載

株式会社TAKARA & COMPANY
https://www.takara-company.co.jp/

WizLabo Data Driven Disclosure
新システム「WizLabo」で本招集ご通知を作成しています。

UD FONT

FSC www.fsc.org ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

株主各位

第84回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制および運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

（2020年６月1日から2021年５月31日まで）

上記の事項は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takara-company.co.jp/ir）に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

株式会社TAKARA ＆ COMPANY

業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その内容および運用状況は、以下のとおりであります。

1 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理・コンプライアンス規程、「反社会的勢力および団体への対処」の項目を含む行動規範を制定・施行し、役員ならびに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部通報制度を含むリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

❶ 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る危機管理規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。

❷ リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図る。

❸ 内部監査を担当するCSR部は定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるか否かを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

❹ 法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちに取締役会および担当部署に通報し、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について担当部署が把握に努めるとともに、対応し、改善する。

❺ 大規模災害等が発生した場合に備え、事業継続計画（BCP）を策定する等、緊急時の体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

❶ 事業運営については、経営環境の変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標に基づく具体策を各部門で立案し、実行する。また、CSRの理念を重視した経営体制を整備するため、CSR部を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの監査を含めたCSR経営推進のための体制を構築する。また、金融商品取引法上の内部統制体制を整備し、評価するため、「内部統制プロジェクト」を組成し、その対応にあたる。

❷ 変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、執行役員制度を導入し、所管する各部署の業務を執行する。

❸ 定例の取締役会を原則月１回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を１年と定めている。

❹ 取締役会への付議議案については、取締役会規則に定める付議基準に則り提出し、取締役会における審議が十分行われるよう付議議題に関する資料は事前に全役員に配付する。

❺　日常の職務執行に際しては、基本組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、効率的に業務を遂行する。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

❶　従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。

❷　担当役員は、倫理・コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ、コンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「社員向けコンプライアンステキスト」等を配布するなど、適切な研修体制を構築する。また、社内通報窓口に加え、第三者機関（外部のコンサルティング会社）を内部通報窓口とする内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程を制定・施行する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

❶　当社グループの業務の適正性を確保し、グループの戦略的経営を推進するため、代表取締役社長および常務執行役員ならびに子会社役員を構成員とする会議を原則月１回開催する。

❷　当社グループの業務の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部が当社規程に準じて評価および監査を行う。

❸　当社グループ間の取引については、一般的な取引条件を勘案し、取締役の稟議決裁により決定する。

❹　CSR部、総務部、人事部、経理部、総合企画部等の各担当部は、子会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度および当社グループに及ぼす影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。

❺　当社グループは、当社の定める内部通報規程および内部通報窓口（宝リスクホットライン）規程に従う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

❶　監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

❷　監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役の指揮命令は受けない。

また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取する。

(9) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの役員および従業員は、当社グループの経営、業績に影響を与える重要な事項や重大な法令・定款違反行為その他会社に著しい損害を与える事項について発生次第速やかに当社の監査役に報告する。

また、当社グループの役員および従業員は、監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行う。

(10) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の定める内部通報規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

❶　取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告する。

❷　監査役会、CSR部および会計監査人は必要に応じ相互に情報および意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図る。

❸　代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などについて意見交換を行う。

❹　代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果を監査役に報告する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

倫理・コンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、取締役ならびに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。

取締役および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程に従い、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

2 運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

お客様の法令等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー関連書類の印刷等を業務の根幹とする当社は、金融商品市場における情報開示支援企業としての責任を果たすことが求められております。

そのため、業務上取り扱うインサイダー情報に対する管理体制の構築および教育が重要な経営課題でありますので、役員および従業員に対して、「コンプライアンスに関する自己チェックシート」を用いた社内教育の実施や外部のeラーニングを社内で実施するなど、インサイダー情報に対する教育を定期的に行っております。

また、当社グループの基本ルール（グループ企業理念、社訓、行動規範、各種社内規程等）、統合マネジメントシステムのルール（CSR運営マニュアル等）のほか、社会の一員として必ず遵守すべき基本ルール

（法令・規制要求事項）について解説した「社員向けコンプライアンステキスト」を用いた教育を継続的に実施し、役員および従業員に対して、法令・定款等を遵守することの徹底を図っております。

株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取組みの状況

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員会議は主要子会社である宝印刷株式会社との合同開催を含めて13回開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。取締役会は17回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を電子化し、そのデータベース化を図り、迅速・効率的な管理体制を構築しており、取締役会議事録についても、正確に記録・作成し、適切な情報の保存および管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

損失の危険の管理に関しては、リスク管理に関する規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証および見直しを行い、体制の整備を行っております。

また、内部監査におきましては、業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査の質的向上に努めております。

事業継続計画（BCP）は、全社BCPを部署ごとにおとしこみ、緊急連絡体制を構築するなど、緊急時の体制を整備しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

当社グループにおきましては、子会社役員を構成員とする会議を13回開催し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、当社グループ間の取引については、稟議決裁により決定しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されています。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、代表取締役社長およびCSR部ならびに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

(6) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

総務部長が不当要求防止責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門および当社が加盟している特殊暴力防止対策連合会などの外部専門機関との協力体制を整備しております。

役員および従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については危機管理規程において不法勢力リスクとして認識し、統括部署を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があると判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

したがって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かを判断するためや取締役会が代替案を提案するために、必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことを可能とすること等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

2 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画およびCSR経営を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した1988年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社グループを取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配意した経営計画の必要性を感じ、中期経営計画を策定することといたしました。その後、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、継続的に中期経営計画を策定しております。

その実行計画として当社および当社グループ子会社は各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、グループ企業理念、社訓とともに、これに則した経営を展開し、着実な成長を実現してまいりました。

一方で、当社は、機密性または秘匿性の高い顧客のディスクロージャーおよびIR関連書類の作成支援等を専門とするグループ子会社をもち、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、主要子会社である宝印刷株式会社においては、プライバシーマーク認証、森林認証、日本印刷産業連合会が認定するグリーンプリンティング、ならびに印刷部浮間工場においてISO品質規格（ISO9001）、環境規格（ISO14001）を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する各種の規定を定め、一体化して運用しております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2007年８月23日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その後、過去４度にわたり継続しており、直近では、2019年７月９日開催の取締役会において当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続することを決議し、2019年８月23日開催の当社第82回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、「本プラン」といいます。）

仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提

案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

3 取組みの具体的な内容に対する取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、基本方針に沿い、関係諸法令、裁判例、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則および「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(2015年５月27日　経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)、ならびに「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」(2008年６月30日　企業価値研究会）の定める指針の内容を充足するものです。

(2) 株主意思の重視

本プランは、取締役会において決議を行い、株主総会に付議し株主の皆様に承認いただき導入しております。

また、本プランの有効期間は約３年間に限定されていること、さらに、取締役の任期は１年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、１年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることになります。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うこととといたしております。

(4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

(5) 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

(6) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は１年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

連結株主資本等変動計算書（2020年６月１日から2021年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,049,318	2,010,533	13,081,723	△1,512,993	15,628,582
当期変動額					
新株の発行	228,953	228,953			457,906
剰余金の配当			△656,110		△656,110
親会社株主に帰属する当期純利益			1,639,564		1,639,564
自己株式の取得				△392	△392
自己株式の処分		2,121,396		1,474,172	3,595,568
連結子会社株式の取得による持分の増減		20,148			20,148
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	228,953	2,370,497	983,453	1,473,779	5,056,683
当期末残高	2,278,271	4,381,031	14,065,177	△39,214	20,685,265

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	409,183	△5,214	50,493	454,463	499,613	16,582,659
当期変動額						
新株の発行						457,906
剰余金の配当						△656,110
親会社株主に帰属する当期純利益						1,639,564
自己株式の取得						△392
自己株式の処分						3,595,568
連結子会社株式の取得による持分の増減						20,148
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	328,772	2,197	449,066	780,036	48,888	828,924
当期変動額合計	328,772	2,197	449,066	780,036	48,888	5,885,608
当期末残高	737,956	△3,016	499,559	1,234,499	548,501	22,468,267

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　11社

主要な連結子会社の名称

宝印刷株式会社
株式会社サイマル・インターナショナル
株式会社十印
株式会社タスク
株式会社スリー・シー・コンサルティング
株式会社イーツー
TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITED

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社
TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

ディスクロージャー・イノベーション株式会社
TRANSLASIA HOLDINGS PTE.LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社十印及びその子会社２社、株式会社サイマル・インターナショナル及びその子会社２社、TAKARA INTERNATIONAL (HONG KONG) LIMITEDの決算日は、３月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
原材料　主として移動平均法
仕掛品　個別法
貯蔵品　主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。
主な耐用年数
建物及び構築物　15～50年
機械装置及び運搬具　10年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
ソフトウエア（自社利用分）
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
顧客関連資産
10年
その他
法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法、企業結合により識別された商標権等については、その効果の及ぶ期間（11年～13年）に基づく定額法
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① 退職給付に係る会計処理の方法
(a) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
(c) 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
② 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在

外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、在外連結子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③　のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現期間（10年～14年）にわたり均等償却しております。

④　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん　2,529,333千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、企業結合により取得したのれんを保有しており、これらはその効果の発現する期間を個別に見積り、10年から14年以内の合理的な年数にわたって均等償却しております。のれんの評価にあたっては、子会社の業績や事業計画等を総合的に勘案し、のれんの減損兆候の把握を行っております。そのため、市場環境の変化や、新型コロナウイルス感染拡大による影響の想定以上の長期化により、その見積額の前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の拡大または収束を予測することは困難な状況でありますが、翌連結会計年度においても当社グループへの影響が一定の期間に渡り継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。なお、今後の状況の変化により、翌連結会計年度以降の当社グループの財産状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金　4,500千円

担保に係る債務

買掛金　14,922千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　4,440,123千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	12,936,793株	（注）216,500株	―株	13,153,293株

（注）当社は、2020年９月７日開催の取締役会決議に基づき、公募による自己株式の処分及び売出し並びに第三者割当による新株式発行を行っております。これにより、普通株式が216,500株増加しております。

2.　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,744,796株	（注）184株	（注）1,700,000株	44,980株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加184株は単元未満株式の買取りによる増加であり、減少1,700,000株は上記１.（注）の自己株式の処分によるものです。

3.　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年７月７日取締役会	普通株式	302,183	27.00	2020年５月31日	2020年８月７日
2020年12月25日取締役会	普通株式	353,926	27.00	2020年11月30日	2021年１月25日

4.　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年７月８日取締役会	普通株式	利益剰余金	353,924	27.00	2021年５月31日	2021年８月６日

（退職給付に関する注記）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（すべて非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	5,592,929千円
勤務費用	338,692千円
利息費用	20,784千円
数理計算上の差異の発生額	△70,924千円
退職給付の支払額	△114,689千円
退職給付債務の期末残高	5,766,792千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	5,024,265千円
期待運用収益	100,485千円
数理計算上の差異の発生額	386,323千円
事業主からの拠出額	293,602千円
退職給付の支払額	△114,689千円
年金資産の期末残高	5,689,986千円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	207,071千円
退職給付費用	25,163千円
退職給付の支払額	△13,327千円
退職給付に係る負債の期末残高	218,907千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,766,792千円
年金資産	△5,689,986千円
	76,806千円
非積立型制度の退職給付債務	218,907千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	295,713千円
退職給付に係る負債	501,520千円
退職給付に係る資産	△205,807千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	295,713千円

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	338,692千円
利息費用	20,784千円
期待運用収益	△100,485千円
数理計算上の差異の費用処理額	129,509千円
過去勤務費用の費用処理額	95,726千円
簡便法で計算した退職給付費用	25,163千円
その他	450千円
確定給付制度に係る退職給付費用	509,840千円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	682,483千円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	759,217千円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	32%
株式	22%
保険資産（一般勘定）	25%
その他	21%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	主として0.4%
長期期待運用収益率	2.0%

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産による運用に限定しております。短期及び長期的な運転資金は、銀行借入により調達する方針です。デリバティブ取引は、元本保証の安全な運用を除き、ヘッジ目的以外には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権は、毎月、各担当執行役員へ報告され、督促など早期回収のための取り組みが行われております。また、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式や投資事業有限責任組合への出資であります。

株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で2027年10月であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年５月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注２）参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	9,744,552	9,744,552	－
（2）受取手形及び売掛金	4,409,458	4,409,458	－
（3）投資有価証券			
その他有価証券	2,440,308	2,440,308	－
資産計	16,594,319	16,594,319	－
（1）買掛金	1,889,344	1,889,344	－
（2）短期借入金	222,500	222,500	－
（3）１年内返済予定の長期借入金	140,884	140,845	38
（4）未払費用	1,577,473	1,577,473	－
（5）長期借入金	332,840	332,209	630
負債計	4,163,042	4,162,373	668

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）買掛金、(2) 短期借入金、並びに（4）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）１年内返済予定の長期借入金、並びに（5）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、その時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	380,752
非上場社債	5,000
投資事業有限責任組合への出資	226,649
合計	612,402

非上場株式及び非上場社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（3）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　1,672円20銭
2. １株当たり当期純利益　130円01銭

（企業結合に関する注記）

企業結合による暫定的な会計処理の確定

2020年３月31日に行われた株式会社サイマル・インターナショナルとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この結果、前連結会計年度末におけるのれんは110,561千円増加し、商標権は922千円、顧客関連資産は168,107千円、繰延税金負債は58,467千円それぞれ減少しております。なお、顧客関連資産の償却期間は10年としております。

株主資本等変動計算書（2020年６月１日から2021年５月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,049,318	1,998,315	11,786	2,010,102	174,905	8,600,000	3,726,367
当期変動額							
新株の発行	228,953	228,953		228,953			
剰余金の配当							△656,110
当期純利益							991,618
自己株式の取得							
自己株式の処分			2,121,396	2,121,396			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	228,953	228,953	2,121,396	2,350,349	—	—	335,507
当期末残高	2,278,271	2,227,268	2,133,182	4,360,451	174,905	8,600,000	4,061,875

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	12,501,273	△1,512,993	15,047,700	409,183	409,183	15,456,884
当期変動額						
新株の発行			457,906			457,906
剰余金の配当	△656,110		△656,110			△656,110
当期純利益	991,618		991,618			991,618
自己株式の取得		△392	△392			△392
自己株式の処分		1,474,172	3,595,568			3,595,568
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				328,772	328,772	328,772
当期変動額合計	335,507	1,473,779	4,388,589	328,772	328,772	4,717,361
当期末残高	12,836,780	△39,214	19,436,289	737,956	737,956	20,174,246

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法

ただし、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

主な耐用年数

建物　15～50年

工具、器具及び備品５年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

子会社 株式会社サイマル・インターナショナル株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	10,307,452千円
うち、株式会社サイマル・インターナショナル株式	4,949,368千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、通訳・翻訳事業を展開する株式会社サイマル・インターナショナル(以下、サイマル社)株式を保有しており、計算書類において関係会社株式を計上しております。当社は、国内企業の海外投資家向けIR支援やグローバルビジネス展開の支援の強化、既存の通訳・翻訳事業の強化、事業領域の拡大の観点から、サイマル社を子会社とすることにより、当社グループとしてシナジー効果が期待できると考え、超過収益力を見込んだ価格での取得を行っていることから、サイマル社株式の取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

当事業年度においては、サイマル社株式の評価にあたり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、超過収益力の棄損は認められないことから、実質価額の著しい低下はないものとして判断しておりますが、子会社化により見込んでいるシナジー効果が十分に発揮できない場合や、新型コロナウイルスの感染拡大による影響の想定以上の長期化により、その見積額の前提とした条件や仮定の変更が必要になった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

担保に供している資産

現金及び預金	4,500千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　2,779,332千円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債権	178,978千円
金銭債務	10,012千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	2,153,160千円
営業費用	88,544千円
営業取引以外の取引による取引高	11,517千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,744,796株	（注）184株	（注）1,700,000株	44,980株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加、減少共に、（連結株主資本等変動計算書に関する注記）２の（注）と同様の理由によるものです。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	31,698千円
役員退職慰労引当金	24,834千円
未払事業税	2,856千円
未払社会保険料	2,746千円
投資有価証券評価損	42,471千円
施設利用権評価損	5,053千円
会社分割による関係会社株式	225,437千円
その他	20,318千円
繰延税金資産小計	355,418千円
評価性引当額	△72,297千円
繰延税金資産合計	283,120千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△319,862千円
繰延税金負債合計	△319,862千円
繰延税金資産純額	△36,741千円

（関連当事者との取引に関する注記）

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	宝印刷株式会社	東京都豊島区	100,000	ディスクロージャー関連事業	（所有）直接 100.00	配当の受取 業務の請負 不動産の賃貸 役員の兼任	事務管理業務の受託	1,140,000	売掛金	104,500
							配当金の受取	535,000	—	—
							不動産の賃貸	415,836	売掛金	72,419

（注１）上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、合理的に決定しております。

不動産賃貸料については、近隣の取引実勢、物件の所有管理に係る諸経費等を勘案し、決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　　1,539円04銭
2.　１株当たり当期純利益　　78円63銭

（連結配当規制適用会社に関する注記）

当社は連結配当規制適用会社であります。